

第Ⅱ部

国土交通行政の動向

第1章

東日本大震災からの
復旧・復興に向けた取り組み

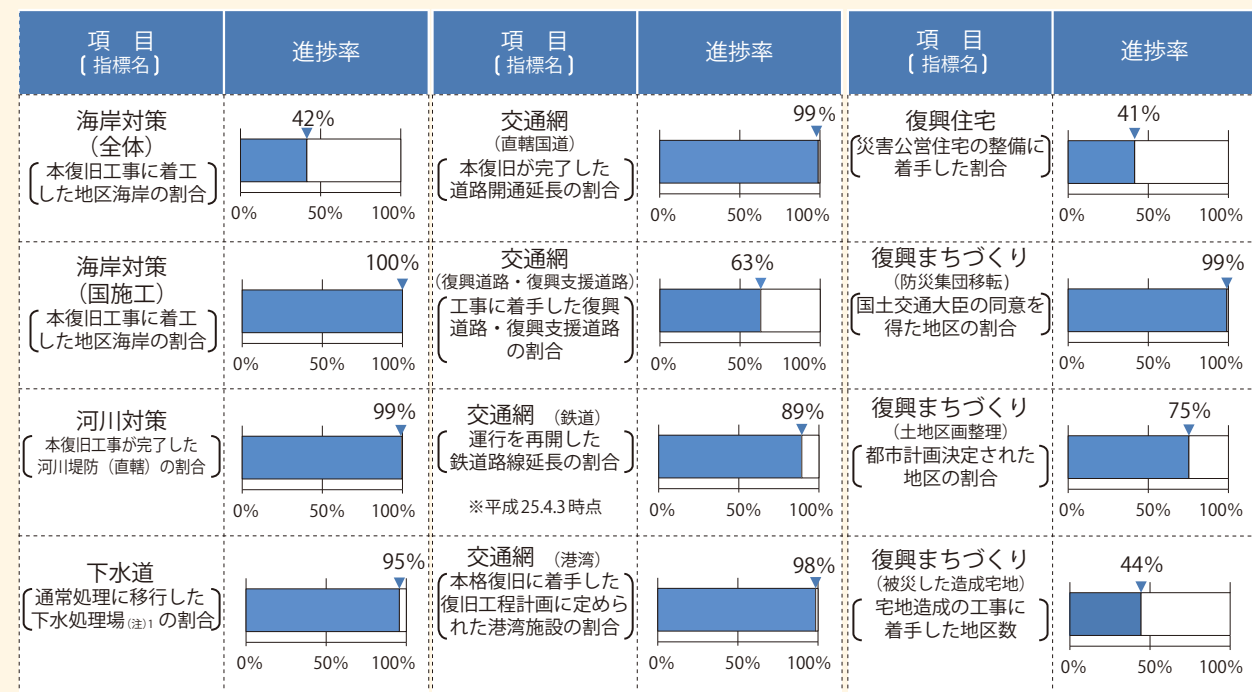
第1節 復旧・復興の現状と対応策

東日本大震災からの復興の加速は、国土交通省の最優先課題の一つである。発災当初は約47万人に上った避難者は減少したが、今なお、約31万人^{注1}の方々が47都道府県、約1,200市町村^{注2}において避難生活を続けられている。国土交通省としては、これらの被災者の方々が復興を実感できる取り組みを進めていく。

また、国土交通省は、地方整備局、地方運輸局、海上保安庁、気象庁等のそれぞれの現場において、被災地の声をしっかりと受けとめ、国土交通省が一丸となって、現場の要望に迅速に対応することとしている。その取り組みの一つとして、平成25年1月に、3人の大臣政務官ごとに担当する県を決め、被災地からの要望に対応する「被災地要望対応支援チーム」を設置したところである。

道路・港湾等の基幹インフラの応急復旧は、家屋等流出地域や原子力災害の避難指示区域等の一部を除き、速やかに完了しており、本格復旧についても順調に進んでいる。一方、高台移転・災害公営住宅の整備等まちづくり・住宅再建については、更なる加速化が必要である。このため、25年3月

図表Ⅱ-1-1-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況



(注) 1 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。

2 空港は100%復旧済み。

3 進捗率は、平成25年3月末時点。

資料) 国土交通省

注1 313,329人。平成25年3月15日時点。復興庁調べ。

注2 平成25年3月16日時点。復興庁調べ。

に策定された「住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ」を踏まえ、住まいの復興工程表に基づき、事業のスピードアップを図るとともに、加速化のための措置を着実に実施し、被災市町村それぞれの事情に応じた隘路を開いていく。

また、工程表の遂行に当たっては、技術者・技能者の不足、生コン等資材の不足、入札不調、用地取得等様々な課題があるが、このような課題を解決し、迅速かつ円滑に事業を執行するため、各種の対策を実施することとしている。

第2節 インフラ・交通の着実な復旧・復興

(1) 総論

国土交通省が所管する各種公共施設については、家屋流出地域、原発警戒区域を除き、平成23年半ばまでにほぼ復旧が完了している。現在は応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行しており、23年度から作成している事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進している。今後も、被災地の要望を踏まえつつ、東北の復興を一日でも早く実現するよう、取り組んでいく。

(2) 海岸対策

海岸堤防等の本復旧工事は、国施工区間（国が災害復旧を代行する区間を含む）のうち、仙台空港や下水処理場の地域の復旧・復興に重要な施設が背後にある区間については、平成25年3月末に完了した。残る区間についても、隣接する箇所等から順次復旧を進め、おおむね28年3月末までの完了を目指している。また、復旧に期間を要する湾口防波堤についても、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め、おおむね28年3月末までの完了を目指している。

これらの工事を進める際には、津波が越流した場合であっても堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造を可能な限り、取り入れることとしている。また、災害廃棄物由来の再生資材を堤防盛土材として積極的に活用するとともに、周辺の景観や自然環境にも十分配慮することとしている。

(3) 河川対策

河川対策については、国管理区間の堤防で被災した箇所について、極めて甚大な被害が発生するなどした2箇所を除き、被災前と同程度の安全水準（地盤沈下分を含む）を確保する本復旧を完了した。引き続き、津波の遡上が想定される区間について市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、5年の復興集中期間において堤防のかさ上げを推進し、平成27年度末までの完了を目指すとともに、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を逐次実施していく。

(4) 下水道

被災した下水処理場120箇所（福島県内の避難指示区域等内に位置する9箇所を除く）のうち、2箇所は汚水の発生がないため稼働の必要が無く、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターを除き117箇所は、平成24年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。また、被災した下水管648kmについては、24年度末現在、452kmの本復旧が完了している。引き続き、復興計画と整合を図りつつ、耐震化、耐津波化の実施と合わせ、早期の復旧・復興を目指すこととしている。

（５）土砂災害対策

平成24年梅雨期までに崩壊発生箇所等の緊急的な対策をおおむね完了した。復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている箇所等の対策は27年末までに逐次完了を予定している。

（６）道路

道路については、①高速道路は、平成24年末までに区域見直し前の警戒区域を除き、本復旧が完了した。常磐自動車道の区域見直し前の警戒区域にかかる区間は、環境省の実施する除染と並行して、26年度（一部区間^{注1}を除く）を供用目標として復旧・整備工事を実施中、②直轄国道は、24年度末までに本復旧をおおむね完了（なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、復興計画等を踏まえて復旧）、③復興道路・復興支援道路のうち、新たに事業化した区間については、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進PPP）により整備を推進している。中でも2路線・3区間（三陸沿岸道路（歌津～本吉）、三陸沿岸道路（宮古中央～田老）及び釜石花巻道路（釜石～釜石西））については、地元の理解を得て、異例のスピードで事業が進捗し、新規事業化から1年以内に工事着工しており、24年度末までには、あわせて3路線・7区間について工事着工している。

（７）鉄道

東日本大震災により被災した路線のうち、三陸鉄道については、平成23年度第3次補正予算において創設した新たな支援制度を活用して同年より復旧工事に着手しており、24年4月1日には北リアス線の田野畑～陸中野田駅間の運行が再開され、南リアス線の吉浜～盛駅間も25年4月3日に運行再開予定である。残りの区間についても、現在復旧工事を進めているところであり、26年4月頃に全線の運行が再開される見込みである。

また、JR石巻線の渡波～浦宿駅間、JR常磐線の浜吉田～亘理駅間について25年3月16日に運行が再開された。さらに、関係者間において、JR常磐線の相馬～浜吉田駅間の26年春の復旧工事着手及びJR仙石線の27年度内の全線運転再開の合意がなされた。加えて、当面の間の公共交通を確保するため、JR気仙沼線については24年12月22日に、JR大船渡線については25年3月2日に、BRT^{注2}による仮復旧が実施されている。

なお、まちづくりと一体となった復旧が必要と考えられるJR東日本の被災6路線（山田線、大船渡線、気仙沼線、石巻線、仙石線、常磐線）のうち、復旧方針が未定の山田線、大船渡線、気仙沼線については、国土交通省東北運輸局が事務局となり、沿線自治体、JR東日本、復興局等で構成する線区別の復興調整会議の場等を通じ、復旧に当たっての課題について検討を進めているところである。

（８）港湾

港湾については、地域産業・経済の空洞化を防ぎ、地域の復興を実現するため、各港の「産業・物流復興プラン」に基づき、復旧を計画的に実施しており、震災後おおむね2年以内での復旧を目指していた産業・物流において、特に重要な施設については、おおむね工程どおり整備を進めた。さらに、復旧に期間を要する湾口防波堤については、震災後おおむね5年以内での復旧を目指して整備を進めるとともに、港湾の産業・物流機能、減災機能の強化に資する耐震強化岸壁、廃棄物埋立護岸等

注1 浪江IC～常磐富岡IC：供用目標は、平成26年度供用目標区間から大きく遅れない時期

注2 Bus Rapid Transitの略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム

の整備を進め、地域の復興を促進している。

また、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を進めるため、仙台塩釜港石巻港区と茨城港常陸那珂港区において海面処分場を整備し、仙台塩釜港石巻港区においては、平成25年2月より、茨城港常陸那珂港区においては、24年7月より災害廃棄物等の埋立処分を実施している。

第3節 復興まちづくりの推進・居住の安定の確保

（１）復興まちづくりの推進

まちづくりについては、事業手法や事業区域の柔軟な見直しや事業の段階的实施等の工夫を織り込んだ住まいの復興工程表（平成25年3月公表）を踏まえ、事業の円滑な推進に取り組んでいる。まちづくり事業は関係者間の合意形成や権利関係の調整等に専門性や経験が求められ、過去の震災と比較してもこれまでにない膨大な事業量となることが予想されることから、被災市町村における人員やノウハウの不足を補い、円滑に事業を進める必要がある。このため、全国の地方公共団体からの職員等の派遣や職員の被災地方公共団体等への出向、被災地方公共団体の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、（独）都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援しているほか、事業の効率的な実施のためのガイダンスの公表・更新による技術的支援や、支援施策を取りまとめたホームページ「復興まちづくり情報INDEX」の公開等による情報提供を行っている。

25年3月末時点で、高台移転等の防災集団移転促進事業の実施が想定される328地区のうち、325地区において集団移転促進事業計画の大臣同意に至っている。また、土地区画整理事業については、想定される59地区のうち、44地区において都市計画決定に至っている。

（２）居住の安定の確保

まちづくりと同様、地区別の工程表をとりまとめた住まいの復興工程表を踏まえ、以下に掲げる支援事業等を通じ、迅速な居住の安定の確保を図っていく。自力での住宅再建・取得が可能な被災者に対しては、（独）住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を行ったほか、宅地のみに被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施した。既往の貸付けについても、最長5年間の払込み猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利引下げ措置を実施した。

また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体が公営住宅（災害公営住宅）の供給を進めており、その整備等に要する費用や入居者を対象とした家賃減額に要する費用に対する助成の拡充を行っているほか、入居者資格要件や譲渡に係る特例措置を講じている。

さらに、福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた者（避難者）について、災害公営住宅の入居等に関し、災害による被災者と同様の措置をとることにより、居住の安定の確保を図ることとしている。

災害公営住宅完成写真
（福島県相馬市）



資料）福島県相馬市

図表Ⅱ-1-3-1 災害公営住宅の整備状況（平成25.3.31）

県	用地	設計着手	工事着手	工事完了	供給計画
岩手県	61地区 2,500戸	45地区 1,618戸	12地区 433戸	4地区 118戸	約6,000戸 (11市町村)
宮城県	109地区 6,062戸	83地区 4,865戸	25地区 1,138戸	3地区 50戸	約15,000戸 (21市町村)
福島県	41地区 2,230戸	32地区 1,946戸	6地区 124戸	4地区 80戸	全体計画は 未定

資料）国土交通省

第4節 地域公共交通の確保と観光振興

（１）地域公共交通の確保

東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対しては、地域公共交通確保維持改善事業を活用して被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援するため、同事業の補助要件の緩和等の特例措置を講じている。具体的には、地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持、また、避難所・仮設住宅・残存集落や新規住宅と、病院、商店、公的機関等の間の日常生活の移動確保を目的とする地域内のバス交通等の確保・維持について支援している。なお、地域内のバス交通等に関しては、平成25年度から、一定の要件の下で補助上限額の引上げを行う予定である。

（２）観光振興

一刻も早い訪日需要の回復を図るため、正確で海外消費者の目線に立った情報発信を含めた訪日プロモーションを実施した。特に、東北・北関東の訪日需要回復のため、海外7市場において、商談会や観光復興PRイベントを行い、海外旅行会社による訪日旅行商品の造成促進や、海外消費者に対して、積極的に観光地域の魅力訴求を行うとともに、同市場からの海外メディアや海外旅行会社の招請も行った。また、海外主要市場のガイドブックと連携した「東北・北関東観光ガイドブック」や訪日観光における放射線等についての情報をまとめた「安全・安心小冊子」を活用するとともに、訪日外国人旅行者によるインターネット上の「口コミ」により、世界に日本の「安全・安心」や「魅力」を伝えるため、SNS^{注1}と連動した写真コンテスト「Share your WOW!-Japan Photo Contest-」を実施した。加えて、WTTC^{注2}、IMF・世銀総会等の大規模国際会議の機会によるプロモーションの実施等、訪日観光需要の回復に向けた様々な取組みを推進した結果、平成24年の訪日外国人旅行者数は約837万人（対前年比35%増、対前々年比3%減）となった。

国内旅行については、宿泊者数全体としては回復傾向にあるものの、観光客中心の宿泊施設はまだ厳しい状況が続いている。観光庁の宿泊旅行統計調査によると、宿泊施設の延べ宿泊者数（24年7-9月期）は、前々年同時期に比べて、全国で0.2%減、東北6県^{注3}で6.8%減、関東^{注4}で0.4%減であり、観光客中心の施設^{注5}の延べ宿泊者数（24年7-9月期）は、前々年同時期に比べて、全国で3.8%減、東北6県で21.9%減、関東で8.0%減となっており、地域によってはまだまだ厳しい状況である。

国内観光需要の回復のために様々な取組みを実施しているが、特に、24年3月より、東北地域の観光需要の喚起を図るとともに、従来の観光スポットを巡る観光に加えて、地域に暮らす人々が主体となって、地域の歴史、文化、くらし等を観光資源として活かし、商店街や農山漁村集落等、地域の日常空間を観光の舞台にしていく“滞在交流型観光”の観光スタイルへの転換を目指す取組みとして、“ところをむすび、出会いをつくる”をテーマに、東北地域全体を博覧会場と見立て、30箇所のゾーンを核とした「東北観光博」を官民一丸となって実施した。加えて、東北・北関東を訪問することにより、東北・北関東の復興を応援する「東北・北関東への訪問運動」を24年3月末より本格展開しており、賛同団体の取組みを観光庁のホームページで集約・発信することで、連帯の輪を拡げていくことを目的として民間等に広く賛同を呼びかけている。

注1 Social Networking Service：ソーシャル・ネットワーキング・サービス

注2 World Tourism and Travel Council：世界旅行ツーリズム協議会

注3 東北6県：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

注4 関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨

注5 観光客中心の施設とは、宿泊者数のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設

第5節 復興事業の円滑な施工の確保

被災地の復旧・復興事業の実施において、競争入札に付しても入札者がいないといった入札不調案件の増加傾向が見受けられ、事業における円滑な施工の確保が課題となっている。このため、国土交通省では、平成23年12月に設置した「復旧・復興の施工確保に関する連絡協議会」や25年3月に開催した「復興加速化会議」等の場を通じて、国、被災地の地方公共団体等の関係者において情報交換や意見交換を行い、不足する人材や資材を確保するための取組みや契約予定価格について実態を反映した適切な水準に設定するための取組みを進めている。具体的には、復興まちづくり事業のスピードアップを図る方策としてCM方式^{注1}の導入や、被災地で不足する技術者等を広域的な観点から機動的に確保する方策として、復興JV制度^{注2}の導入を進めている。

第6節 福島復興・再生等

東京電力（株）の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、平成25年3月時点で、避難指示区域からの避難者数は、約8万4千人、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、約15万4千人に及んでいる（復興庁調べ）。政府としては、避難指示区域の見直しにより、インフラや生活関連サービスの復旧、除染作業の進捗を加速させるとともに、ふるさとに帰りたい方が帰れるような環境の整備を進めていく必要がある。国土交通省としては、25年3月に策定された「早期帰還・定住プラン」や「原子力災害による被災者生活支援施策パッケージ」を踏まえ、工程表に基づくインフラ復旧や避難者向け的高速道路無料措置、風評被害の払しょく等への取組みを通じて、避難されている方々の一日も早い帰還を実現していく。

第7節 東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。同法は、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものである。

24年度に国土交通省では、津波災害に強い地域づくりのため、地方公共団体に対する支援として、同法の施行に関する技術的助言を通知するとともに、津波浸水想定の設定に関する手引きの公表、津波浸水想定に係る相談窓口の開設、都道府県との意見交換の実施等を行った。

その結果、24年8月の茨城県をはじめとして、青森県（一部）、徳島県、高知県、宮崎県の5県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が設定された。（25年3月末時点）

また、被災地においては、南三陸町志津川地区等の9地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（25年3月末時点）など、「津波防災地域づくりに関する法律」を活用

注1 コンストラクション・マネジメント方式。コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理等の各種のマネジメント業務の全部又は一部を行う方式

注2 地域における雇用の確保を図りつつ、被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保するため、被災地域と被災地域外の建設企業が共同企業体を結成することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保することを目的とする制度を試行

した復興の取り組みも進められているところである。

今後とも、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、海岸堤防等のハード整備や避難訓練等のソフト施策を組み合わせることで総動員することにより、国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。